

# 野外焼却(野焼き) Q&A

**Q** 家庭から出るごみや廃材、剪定した樹木・刈り草を簡易焼却炉などで焼却できますか？

**A** 家庭から出るごみや剪定枝などについては市町村等に引き渡して処理を行うことが一般的であり、これらの野焼きについては日常生活を営む上でやむを得ず行われるものには当たらないことから、原則禁止されています。

**Q** 野焼きはなぜいけないのですか？

**A** 野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染（PM2.5など）の原因となるため、周辺住民に大変な迷惑となります。

また、野焼きでは焼却温度が200度～300度程度にしかならないため、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因となります。

**Q** ごみはどうやって処分するのですか？

**A** 廃棄物の種類に応じて、「燃やすごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」としてごみ集積場所へ出してください。詳しくは、各戸に配布されている「ごみの分け方・出し方」を確認してください。

**Q** 消防署へ届出を行ったので、野焼きはできますか？

**A** 禁止されています。消防署への届出制度は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出によって野焼きが合法化されるわけではありません。

**Q** どういった場合に野焼きは認められますか？

**A** 野焼きの禁止とならないものとして、下記【例】に示すものが定められていますが、状況によっては改善命令などの行政処分や指導の対象となる場合がありますので、行政として野焼きを奨励するものではありません。

【例】

- 1 左義長等の風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
  - 2 焼畑や畦草、魚網に付着した海産物など農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない焼却
  - 3 落ち葉等のたき火、キャンプファイヤー等その他日常生活を営む上で通常行われるもので、軽微な焼却
- ※ プラスチックやビニール、発泡スチロールなどの野焼きは禁止